

(規則細則 03)

内日角区祭礼管理規定

第1条 区の祭礼は、次のとおりとする。

- (1) 元旦祭 1月 1日
- (2) 火祭 2月24日
- (3) 春祭・若宮祭 3月27日
- (4) 秋祭・若宮祭 8月 吉日
- (5) 新穀感謝祭 11月23日

第2条 祭礼を運営するために氏子総代を区長が指名する。

- (1) 神社総代 若干名
- (2) 神社総代(宮番) 1名

第3条 祭礼の神事、神社資産(別表1)の維持管理(修繕・買い替え・追加購入等)、宮番報酬に必要な経費は、神社会計から支払うものとする。

第4条 秋祭は独立会計とし、秋祭運営に必要な経費の収支を計るものとする。秋季祭礼独立会計で生じる損益は、一般会計にて調整するものとする。

第5条 秋祭の宵宮、及び本祭りは区が主催し、区の要請を受け、青壮年団、壮樹会、並びに老人クラブ福寿会が行うものとする。

第6条 秋祭の技能その他の伝統を正しく承継するために、秋祭技能緒指導会を設置する。

第7条 この規則の改廃は協議委員会で決定する。

第8条 この規定は平成30年2月26日から施行する。